平成２８年（再イ）第４３号
愛媛県松山市福音寺町208番地８
再生債務者　小川　雅史
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月29日まで
平成29年５月１日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２３年（再イ）第３０３号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番７棟302号
再生債務者　田中　延幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成24年４月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年５月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号
大分県別府市亀川四の湯町５番12号　手嶋ビル501号
再生債務者　横井　友美
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月12日から平成29年７月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再ロ）第１号
石川県七尾市三室町127部３番地、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字柳田龍部14番地さくら団地７号棟１番
再生債務者　品川　　司
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月13日から平成29年７月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００５１号
東京都大田区萩中１―10―８　マツイチサンパレスＮｏ．２　208号
再生債務者　藤井　茂樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１００４号
茨城県水戸市谷田町355番地の11
再生債務者　佐藤　時一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月23日まで
平成29年５月２日　　水戸地方裁判所

平成２９年（再ロ）第１号
奈良市肘塚町291番地
再生債務者　奥田　**隆**夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月29日まで
平成29年５月１日　　奈良地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１００４号
長崎県佐世保市春日町36番25号
再生債務者　馬場　翔平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月29日まで
平成29年５月１日
長崎地方裁判所佐世保支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２５号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目16番８号　グランツシュティルⅡＡ203号
再生債務者　松崎　邦和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１００９号
東京都府中市新町１丁目63番地の12
再生債務者　栗原ゆき乃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再ロ）第４３号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目11番７号
再生債務者　岩永　　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５号
大津市島の関11番９号
再生債務者　中山　晃一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月１日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再ロ）第１号
栃木県真岡市上高間木２丁目30番地１レインボーヒル高間木201号
再生債務者　吉江さつき
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月１日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（再ロ）第１７号
大阪府柏原市玉手町18番69号
再生債務者　財前　貴之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１６号
札幌市白石区本郷通８丁目北７番８―502号
再生債務者　谷内　健司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月２日
札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年五月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年四月十二日
掲載頁　八八頁（号外第七九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十二月一日
掲載頁　五九頁（号外第二六六号）
平成二十九年五月十五日
秋田県にかほ市象潟町字入湖ノ澗二六番地
（甲）秋田水産株式会社
代表取締役　平尾　安一
秋田県にかほ市象潟町字入湖ノ澗二六番地
（乙）株式会社フィッシュジャパン
代表取締役　平尾　安光